

雇用・能力開発機構のあり方の検討状況について（資料）

資料 9-1 独立行政法人雇用・能力開発機構の施設と見直しの概要

資料 9-2 見直しの対象となる主な施設

資料 9-3 独立行政法人整理合理化計画（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

資料 9-4 雇用・能力開発機構のあり方検討会と行政減量・効率化有識者会議

資料 9-5 雇用・能力開発機構のあり方について（今後の検討方針）

資料 9-6 雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）

資料 9-7 私のしごと館について

資料 9-8 雇用・能力開発機構のあり方について（参考資料）

独立行政法人雇用・能力開発機構の施設と見直しの概要

○ 職業能力開発施設の設置・運営業務について
評価を行い、その結果を踏まえ、法人自体の存廃に
ついて1年を目的に検討。【整理合理化計画(閣議決定)】

職員数：3,920人
事業規模：5,371億円
(雇用保険二事業：1,093億円)
(国庫負担分なし) (19年度実績)

職業訓練業務

職業能力開発促進センター
(ポリテクセンター)

職業能力開発大学校 (10)
附属短期大学校 (12)
(ポリテクカレッジ)

雇用のセーフティネットとしての
失業者等の職業訓練など

若年ものづくり人材の養成・供給

訓練指導員の供給

訓練指導員の供給

職業能力開発総合大学校 (1)

職員数：2,951人
事業規模：785億円
(雇用保険二事業：724億円)

訓練指導員の養成・再訓練
PDCAサイクルとノウハウの蓄積

キャリア・コンサルティング

能力開発のための助成

ジョブ・カード制度でも主要な役割

中小企業労働者等の訓練促進

職員数：613人
事業規模：224億円
(雇用保険二事業：214億円)

見直し

訓練生への融資
(技能者育成資金)

雇用管理の相談・助成

経済的理由で受講が困難な者への支援 中小企業等の人材確保・職場定着支援

・組織の移管

勤労者財産形成促進業務

勤労者の生活の安定

職員数：21人
事業規模：3,814億円
(雇用保険二事業：6億円)
※一部労災勤定含む

・財形融資制度の見直し

包括的民間委託
(9/1～委託期間：2年)

私のしごと館 (1)

若年者に対するキャリア形成支援

職員数：31人
事業規模：15億円
(雇用保険二事業：13億円)

・1年以内に存廃を含め検討

H20年度末をもって廃止

アビリティゲートン(1)

ホノリトカー向け訓練コースの開発

職員数：44人
事業規模：10億円
(雇用保険二事業：10億円)

・売却業務を民間等に委託

し、早期売却を促進

雇用促進住宅

(1,524)

職員数：9人
(家賃収入等の自主財源のみで運営)

廃止決定済み

既に廃止済み

勤労者福祉施設

(2,070)

職員数：一
事業規模：一

見直しの対象となる主な施設

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）

ものづくり分野を中心に、**失業者の早期再就職**を図るための**離職者訓練**と、**中小企業の労働者等に高度な技能と知識**を習得させるための**在職者訓練**を実施する施設。

〔施設数〕 各都道府県に最低1箇所、全国に61箇所設置

〔実績〕 施設内離職者訓練受講者数:2万9千人 就職率:82.0%(19年度)〔別途、委託訓練(受講者数:8万4千人)も実施〕
在職者訓練受講者数:5万人 受講者満足度:97.8%、事業主満足度:96.2%(19年度)

(2) 職業能力開発大学校（ポリテクカレッジ）

高校卒業生等を対象に、高度な知識と技能を兼ね備えた実践技術者、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる**中小企業のものづくり基盤を支える人材を養成**する施設。

〔施設数〕 全国10ブロックに大学校を各1箇所設置(その他附属短期大学校を12箇所設置)

〔実績〕 在学者数:7千人 就職率:98.4%(19年度)

(3) 職業能力開発総合大学校

産業構造の変化や技術革新等に伴う訓練ニーズの変化に対応した**職業訓練指導員の養成と再訓練**を行う我が国唯一の施設。(一般大学の教育学部に相当)

〔施設数〕 全国に1箇所設置(相模原市)

〔実績〕 公共職業訓練(機構、都道府県)でものづくり分野を担当する指導員の41%は総合大の卒業生機構、都道府県等の1424名の訓練指導員に対し、再訓練を実施(19年度)

独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）（抄）

事務及び事業の見直し

【職業能力開発業務（職業訓練業務）及び関連業務】

○職業訓練業務については、民間で実施していない訓練に特化し、PDCAサイクルにより、訓練コースの改廃等を通じた効率化を図る。

【雇用開発業務（助成金支給業務）】

○助成金支給業務については、予算に比して助成件数や助成金額等の実績の乏しい助成金を廃止するなど、助成金の削減・抑制を図る。

【勤労者財産形成業務】

○勤労者財産形成業務については、利用件数の減少等の状況を踏まえ、事業項目の廃止縮減等、財形融資制度の見直しを行うとともに組織の移管を図る。

組織の見直し

【法人形態の見直し】

○法人形態の在り方については、雇用のセーフティネットとしての**職業能力開発施設の設置・運営業務**について、ものづくり分野を重点に、地域の民間では実施していないものに特化すると観点から、その**必要性について評価**を行い、その**結果を踏まえ、法人自体の存廃について1年を目途に検討**を行う。

【組織体制の抜本的見直し】

○私のしごと館については、**運営を包括的に民間に委託し、第三者委員会による外部評価**を実施し、その**結果を踏まえて、1年以内に存廃を含めその在り方について検討**を行う。

○生涯職業能力開発促進センター（アビリティガーデン）については、廃止する。

○職業能力開発総合大学校については、今後の指導員需要に応じ、訓練科の再編、定員の削減等運営の在り方を抜本的に見直す。

○大胆な業務の見直しを行うことにより、全体としてできる限り大幅な職員削減を行い、組織のスリム化を図る。

運営の効率化及び自律化

【雇用促進住宅の売却の加速化、随意契約の見直し等】

○雇用促進住宅の売却については、進ちよく状況が十分でない現状が見られることから、中期目標に定められた廃止予定住宅数について、全住宅数の2分の1程度に前倒しして廃止決定するとともに、売却業務を民間等に委託するなど、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる。

○雇用促進住宅の管理運営に係る（財）雇用振興協会への委託業務については、随意契約を改め、平成20年度はブロック単位、平成21年度以降は都道府県単位ごとの競争性のある入札方式へ移行するとともに、計画修繕の廃止などを通じ、委託額の大幅な削減を図る。

○公務員入居者の速やかな完全退去を促す。

【保有資産の見直し】

○機構が保有する職員宿舎については、すべて構造・耐用年数にかかわらず整理を進め、平成23年度末までに設立時と比して4割を超える施設の廃止を行う。木造（戸建て）宿舎について、最終的に原則廃止する。あわせて、宿舎を含めた資産全体の管理体制を早急に整備する。

【職業能力開発業務における自己収入の増大】

○自己負担の増額等の費用負担の見直しを実施する。

雇用・能力開発機構のあり方検討会と行政減量・効率化有識者会議

雇用・能力開発機構のあり方検討会（厚生労働省）

行政減量・効率化有識者会議（行革事務局）

趣旨

○「独立行政法人整理合理化計画」において、雇用・能力開発機構については、職業能力開発施設の**設置・運営業務の必要性について評価を行い**、その結果を踏まえ、**法人自体の存廃について1年を目処に検討**を行うこととされているため、業務の評価、組織のあり方に関する検討を行っている。

趣旨

○「独立行政法人整理合理化計画」において、全体の取組状況について、関係府省の協力を得て有識者会議による**フォローアップを実施**することとされている。

○雇用・能力開発機構は、特に**重点的にフォローアップ**すべき法人に選定されている。

スケジュール

3月13日	第1回検討会
4月16日	第2回検討会
5月	施設見学（総合大、ポリテクセンター関東）
6月 2日	第3回検討会
6月27日	第4回検討会
7月22日	第5回検討会
9月16日	第6回検討会
10月	第7回検討会 予定
11月	第8回検討会 予定

スケジュール

4月10日	厚生労働省ヒアリング
5月21日	厚生労働省ヒアリング
7月24日	厚生労働省ヒアリング
9月 3日	雇用・能力開発機構の存廃について論点整理
9月17日	雇用・能力開発機構の存廃について案のとりまとめ

検討方針（9月16日）

- ① 職業訓練関連業務へ特化し、組織のあり方についてゼロベースで抜本的に見直し
- ② 雇用のセーフティネットとしての訓練、高度なものづくり訓練、指導員の研修等は引き続き国が責任を持って実施。
都道府県や民間への移管が可能なものは移管を検討。
- ③ 総合大の長期課程は廃止し、基礎研修に切り替えるなど抜本的に見直し
- ④ 私のしごと館は委託契約終了後機構からの切り離しを検討

大綱（9月17日）

- ① 機構は廃止、組織は解体、機能は整理
- ② 雇用のセーフティネットとしての訓練、高度なものづくり訓練を問わず、すべて都道府県又は民間に移管
- ③ 総合大は廃止。ただし、再研修は維持し、他の法人に移管等
- ④ 私のしごと館は廃止し、有効活用策を検討

構成員

	秋葉 英一	全国専修学校各種学校総連合会 理事・総務委員長
座長代理	今野 浩一郎	学習院大学経済学部教授
	上原 洋一	東京都中小企業団体中央会理事 (上原ネームプレート工業株式会社 代表取締役)
	大久保 幸夫	リクルート ワークス研究所所長
	川本 裕康	日本経済団体連合会常務理事
	清成 忠男	法政大学名誉教授・学事顧問
	古賀 伸明	日本労働組合総連合会事務局長
	佐伯 満孝	愛媛県経済労働部長
	志治 孝利	愛知県産業労働部労政担当局長
座長	庄山 悦彦	日立製作所取締役会長
	住田 裕子	弁護士
	高本 隆	石川県商工労働部長
	千葉 茂	日本工学院八王子専門学校長
	本田 一男	全国産業人能力開発団体連合会 専務理事
	山田 真哉	公認会計士
	渡辺 祥二	日本商工会議所労働小委員長 (豊田商工会議所会頭 大豊工業 株式会社相談役)

(五十音順 敬称略) (平成20年9月16日現在)

構成員

座長代理	朝倉 敏夫	読売新聞東京本社専務取締役論説 委員長
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事
	小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
	樫谷 隆夫	日本公認会計士協会常務理事
	菊池 哲郎	毎日新聞社取締役
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	宮脇 淳	北海道大学大学院法学研究科教授
座長	茂木友三郎	キッコーマン株式会社代表取締役会長 CEO
	森 貞述	愛知県高浜市長
	(専門委員)	
	安念 潤司	中央大学法科大学院教授
	柿本 寿明	(株)日本総合研究所シニアフェロー
	梶川 融	太陽ASG有限責任監査法人総括代表 社員(CEO)
	草野 満代	フリーキャスター
	嵐 信彦	ジャーナリスト

(五十音順 敬称略) (平成20年7月24日現在)

雇用・能力開発機構のあり方について(今後の検討方針)

(平成20年9月16日 第6回雇用・能力開発機構のあり方検討会)

はじめに

これまで、雇用・能力開発機構のあり方検討会は、独立行政法人整理合理化計画に基づき、職業訓練業務について、機構、都道府県及び民間事業者からのヒアリングや、実際に職業訓練を行う現場の見学も行い、それを踏まえて6回の議論を重ねてきた。

当初、年末を目途に結論を取りまとめる予定としていたが、これまでの委員からの主な意見を踏まえ、現時点での検討方針を以下のとおり取りまとめることとした。

これまでの主な意見

雇用情勢が悪化しつつある中で、失業者等の再就職を助ける職業訓練については、多くの委員から「国としてその役割を継続すべき」との意見が出されてきた。また、昨今、いわゆる格差社会の問題が指摘されているが、これまで機構がその役割を担ってきた年長フリーターやワーキングプア等の問題に対応するための雇用のセーフティネットとしての職業訓練は、言うまでもなく雇用対策の重要な要素である。更に、日本の産業競争力の低下やその基盤を支える人材育成についても多くの委員から危機感が寄せられた。

これらのことを踏まえ、機構の役割を議論する前提として、こうした雇用やものづくりの問題について国の役割・責任で実施すべき範囲を明確にした上で、それを担う組織のあるべき姿を検討すべきと考えられる。

○ 職業訓練における国の役割・責任の範囲の明確化

「実施できるものは民間や都道府県に任せる」という視点を原則としつつ、「これだけは国の役割・責任で実施すべき部分」「移管が非常に困難な部分」として、以下が考えられる。

- ① 雇用のセーフティネットとしての訓練、(失業者等訓練等の全国にわたる安心・安全の確保、年長フリーター等能力開発の機会に恵まれない方への訓練、ジョブ・カード制度の支援等)
- ② 中小のものづくり企業の基幹労働者育成(高度なものづくり分野中心)
- ③ 職業訓練の基盤として、技術革新に対応した指導員の基礎研修・再訓練や指導ノウハウの蓄積等の調査研究

具体的には、上記の観点から、雇用のセーフティネットとしてのポリテクセンター、ものづくり人材育成のための職業能力開発大学校、附属短期大学校等について、最低限国が行うことが必要な範囲について検討し、民間や都道府県が実施することが適当なものについては、民間や都道府県の意向を踏まえつつこれらへの移管を、公的に実施する必要性が乏しいと判断されるものについては改廃等を検討する。

また、職業能力開発総合大学校については、再訓練や指導ノウハウの蓄積等の調査研究は引き続き行うことが必要であるが、指導員養成については、指導員となるものの率が低いことを踏まえ、指導員養成の長期課程は廃止し、指導員となるものを対象とする基礎研修に切り替えるなど、抜本的な見直しが必要である。

○ 都道府県に移管する場合の問題点

職業訓練の全て又は大部分を都道府県に移管した場合には、現実には、財政力や訓練実績に大きな差がある中で、訓練の格差が拡大するとともに、緊急時における、全国の、地域を問わない柔軟な国の訓練資源の投入ができなくなるなど、国民の安心・安全が保証できなくなる。

また、都道府県が実施可能なものとして、都道府県への移管を検討する際にも、以下のような問題点が存在することから、個別の施設ごとに都道府県と綿密な協議を行いながら移管のあり方を検討し、可能なものについて順次移管を進める。

① 職員

機構の職員は全国異動で、勤務地と出身地が一致しないものが多く、施設が都道府県に移管されても、現所在地での勤務を希望する保証がないこと。

② 財源

都道府県の施設についての国からの全額補助は困難であり、現実的には、都道府県の負担増を見込まざるを得ないこと。

○ 組織のあり方

組織のあり方については、上記のような国の役割・責任を果たすことができ、かつ、民間経営手法も含めたより効率的な運営ができるよう、現在の機構組織に拘らず、以下の点に留意しながら、ゼロベースで抜本的な見直しを行う。

- ① 雇用対策やものづくり人材の育成に関する国の関与のあり方
- ② 運営について、財源負担者である使用者(事業主等)、ユーザーである労働者の意見が反映され、チェックすることができる透明性の高い仕組み
- ③ 外部有識者からなる第三者委員会の設置等による資産の有効活用のあり方
- ④ 地域における職業訓練について、ニーズをよりの確に反映するための地域の中小企業等と連携のあり方

今後の検討の進め方

今後、この方針に基づき、雇用・能力開発機構のあり方検討会において、速やかに議論を進め、結論を出すこととする。

職業訓練業務への特化

最後に、本件は、あり方検討会の検討の対象外ではあるが、見直し後の、「国が責任をもって実施する事業組織」の業務は、原則として職業訓練関連の業務に特化し、その他の業務については、他法人等への移管・廃止の方向で検討すること、特に「私のしごと館」については、委託契約終了後に機構からの切り離しを検討することを厚生労働省に対して要望する。

雇用・能力開発機構の存廃についての方針（大綱）

平成20年9月17日
行政減量・効率化有識者会議

行政減量・効率化有識者会議においては、雇用・能力開発機構について、昨年末の「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日）で「法人自体の存廃について1年を目途に検討を行う」と明記されたことを踏まえ、本年4月から、厚生労働省ヒアリング、地方分権改革推進委員会及び地方関係者からの意見聴取、論点整理等の審議を通じ、ゼロベースから、法人の在り方の検討を行ってきた。

検討の結果、行政減量・効率化有識者会議として、以下の方針を取りまとめた。

I 基本的方針

法人の各業務を区分し、①必要性の高くない業務は止める、②民間でできるものは民間で、③地方でできるものは地方で、④他の法人で可能ならその法人で実施する、との観点から、以下のような改革を行うべきである。

国の果たすべき主な役割は全国的な施策の企画・指導やそのフォローアップであり、実施はできるだけ地方や民間に委ねていくことが、地域の実情や社会のニーズに即したより質の高い職業訓練の展開に資するものと考えられる。また、離職者等への職業相談、職業訓練、職業紹介のより緊密な連携を図る観点からも、今後の適切な役割分担が重要となる。

改革の実施にあたっては、業務の合理化・効率化を一層進めつつ、明確に期限を区切って改革プランを着実に推進することが必要である。

II 業務・組織の見直し

1. 中核的業務（職業訓練業務）

（1）職業能力開発総合大学校

職業能力開発総合大学校は廃止又は民営化（学校法人化）し、同校の施設については有効利用の方策を早急に検討する。

職業能力開発総合大学校の業務のうち、現在の卒業生の1～2割程度しか職業訓練指導員に就職していない指導員養成業務については、廃止する。

一方、再研修業務については、訓練ニーズに応じた職業訓練指導員の再研修の必要性の観点から、研修又は職業訓練に関連する他法人に移管する。その際、職業訓練ニーズと再研修の適切なマッチングを図るため、研修プログラムの抜本的な見直しが必要である。

(2) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）、職業能力開発大学校・短期大学校（ポリテクカレッジ）

現在の訓練メニューを精査し、地方や民間で行われている訓練メニューとの重複等を見直した上で、職業訓練に関連する他法人に一旦引き継ぎ、段階的に、都道府県、民間への円滑な業務移管を推進する。

なお、今後の地方分権改革推進委員会における検討も踏まえつつ、都道府県等が引き受け可能となるよう、財源の手当及び職員の扱いについて適切に対応する。特に、財政状況が厳しく、他の訓練機関も不足している地方への対応については、特段の配慮が必要である。

(3) 民間等への委託訓練

現在、離職者訓練の約7割を占める委託訓練のより一層の拡大を進める。また、現在は、雇用・能力開発機構と都道府県の双方が実施主体となり民間等への委託訓練が行われているが、今後は委託の実施主体を都道府県に一元化した上で、財源の手当等について適切に対応する。

(4) その他

雇用・能力開発機構が保有し、運営を全て外部に委託している地域職業訓練センターについては、職業訓練に必要不可欠な業務とは考えられず、早期に廃止する。その際、地域の希望がある場合には、移管を検討する。

生涯職業能力開発促進センター（アビリティーガーデン）は、平成20年度末に廃止する。

2 その他周辺の業務

(1) 助成金業務等

都道府県センターで行ってきた助成金業務、相談業務、技能者育成資金業務等は、職業訓練、職業相談、職業紹介のより緊密な連携を図る観点から、ハローワークに移管するか、若しくは、関連性のある他法人へ移管する。

(2) 勤労者財形業務

財形持家融資業務（住宅ローン）については、独立行政法人整理合理化計画に基づき、勤労者生活に関連する他法人に業務を移管する。

一方、利用実績の乏しい財形教育融資業務（教育ローン）は廃止する。

(3) 雇用促進住宅の売却

勤労者財形業務と同様、勤労者生活に関連する他法人に売却業務を移管する。若しくは、国へ住宅資産を実物返納し、国において早期に処分を進める。

(4) 私のしごと館

巨額の総工費をかけて土地、建物を整備したにもかかわらず、毎年の運営費を雇用保険料で赤字補填し、今後の計画においても赤字解消の目途が立たない「私のしごと館」業務は、廃止する。

ただし、施設そのものについては直ちに取壊すことなく、国において、一定期間をかけ、民間の知見も活用しつつ、既に投入した雇用保険料負担の最小化と施設の有効利用の観点から望ましい利用形態や売却先を検討する。

Ⅲ 法人の廃止

上記により、法人の業務は、地方、民間、他法人等で担うものとして整理されることから、独立行政法人 雇用・能力開発機構は廃止する。

Ⅳ 留意事項

独立行政法人の業務の見直しに伴う職員の雇用・配置転換については、

法人の労使の自主性を尊重しつつ、必要に応じ、他の独立行政法人（特に厚生労働省の法人）及び政府関係機関などにおける受入措置等により、横断的な雇用確保に努める必要がある。